

尼保保第 310 号の 4
平成 21 年 12 月 25 日

保育所（園）長 様

尼崎市保健所長

新型インフルエンザに係る今後のサーベイランス体制について（通知）

平素は、本市保健行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザ（A/H1N1）に係るサーベイランス体制については、平成 21 年 10 月 8 日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務連絡「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について（改訂版）」が示され実施しているところです。

今般、平成 21 年 12 月 14 日付けで、新型インフルエンザ（A/H1N1）に係るサーベイランス体制の見直しが行われ、クラスター（集団発生）サーベイランスの報告対象施設から保育所が除かれることになりました。

今後は、保育所（園）を休業した場合、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく届出の基準について」に基づき、「インフルエンザ様疾患発生報告（園）休業報告書」を別紙により、下記の事項に留意して期限厳守で当課あて FAX 報告をお願いします。

記

- 1 「インフルエンザ様疾患発生報告（園）休業報告書」は、発生日の 15 時までをお願いします。
- 2 土曜日の発生報告は、翌週月曜日の 12 時までをお願いします。
- 3 ただし、「インフルエンザ A 型陽性患者のサーベイランス報告」は、早期探知および感染拡大防止のため、従来どおり保育課まで報告をお願いします。
 - 1 インフルエンザ様症状とは、38 度以上の発熱かつ急性呼吸器症状
 - ・ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5 度以上で考慮してもよい。
 - ・急性呼吸器症状とは少なくとも以下の 1 つ以上の症状を呈した場合をいう。
ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳
 - 2 保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること。

以 上

保健企画課予防防疫担当
TEL: 4 8 6 9 - 3 0 1 0
FAX: 4 8 6 9 - 3 0 4 9